

参考資料

令和元年第6回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

堺市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 106 号	堺市市税条例の一部を改正する条例	1
議案第 107 号	堺市基金条例の一部を改正する条例	3
議案第 109 号	堺市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例	5
議案第 110 号	堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに 指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例	7
議案第 111 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づく 職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例	9
報告第 20 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	37

(付議案件綴及び同説明資料綴 その3)

議案第 138 号	堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	39
議案第 139 号	堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例	53

<議案第 106 号 堺市市税条例の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（固定資産税の減免） 第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで及び第25号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。 (1)～(26) （略） ※新設	（固定資産税の減免） 第42条 市長は、次の各号のいずれかに該当する固定資産のうち必要があると認めるものについては、当該各号に定めるところにより、固定資産税を減免する。ただし、第1号、第2号、第4号から第7号まで、第12号の2、第17号から第20号まで、<u>第24号、第25号及び第27号</u>に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する事由が生じ、又は所有する固定資産がこれらの規定に該当することとなった日前に納期限が経過している固定資産税について、第8号から第12号まで、第13号から第16号まで、第21号から第23号まで及び第26号に規定する減免にあつてはこれらの規定に該当する固定資産となった日の属する年度分及び当該固定資産となった日以後最初に到来する賦課期日の属する年度分の固定資産税については、減免しない。 (1)～(26) （略） <u>(27) 法第348条第2項第10号の4に定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の用に供する施設の建築を行っている土地（第24号に該当するものを除く。）で規則で定める要件を満たすもの 免除</u>

2 前項各号に掲げる固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合は、前項の規定にかかわらず、固定資産税を減免しない。

3～5 (略)

(固定資産税の減免に関する申請等)

第43条 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項第1号、第2号、第9号から第11号まで、第12号の2、第13号、第14号、第16号から第24号まで又は第26号の規定の適用を受けた固定資産について、引き続きこれらの規定を適用する場合及び開発に伴う本市への寄附及び帰属の場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

2 前項各号に掲げる固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合は、同項の規定にかかわらず、固定資産税を減免しない。

3～5 (略)

(固定資産税の減免に関する申請等)

第43条 前条第1項又は第5項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した減免申請書に、減免に関する規定に該当する事由に係る事実を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、前年度において前条第1項第1号、第2号、第9号から第11号まで、第12号の2、第13号、第14号、第16号から第24号まで、第26号又は第27号の規定の適用を受けた固定資産について、引き続きこれらの規定を適用する場合及び開発に伴う本市への寄附及び帰属の場合は、市長は、申請がないときであっても、申請があったものとみなすことができる。

(1)～(5) (略)

<議案第 107 号 堺市基金条例の一部を改正する条例>

堺市基金条例（平成26年条例第48号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
基金の名称	設置の目的	基金の名称	設置の目的
（略）	（略）	（略）	（略）
堺市世界文化遺産 登録推進基金	百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録に向けた機運の醸成及び環境の整備に係る事業の資金に充てるため	堺市世界遺産保全 活用推進基金	百舌鳥古墳群の保全、活用及び周辺環境の整備に係る事業の資金に充てるため

<議案第 109 号 堺市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例>

堺市障害者扶養共済制度条例（平成17年条例第63号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（年金管理者） 第10条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人</u> <u>(2) 破産者であつて復権を得ないもの</u> 4～7 （略）	（年金管理者） 第10条 （略） 2 （略） 3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。 <u>(1) 精神の機能の障害により、年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> <u>(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u> 4～7 （略）

＜議案第 110 号 堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例＞

堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の事業及び指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第68号）新旧対照表

現行	改正後（案）
堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の<u>事業及び</u>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の15第3項第1号、第24条の9第3項、第21条の5の17第1項各号、第21条の5の19第1項及び第2項並びに第24条の12第1項及び第2項</u>の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の<u>事業及び</u>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。	堺市指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の<u>事業等及び</u>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 （趣旨） 第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項各号、第21条の5の19第1項及び第2項、第24条の9第3項並びに第24条の12第1項及び第2項</u>の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の設置者並びに指定通所支援の<u>事業等及び</u>指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について必要な事項を定める。 <u>（法第21条の5の4第1項第2号等の条例で定める基準）</u> 第2条 <u>法第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）に定める</u>

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第2条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当せず、かつ、その役員(同法第9条第21号ロに規定する役員等をいう。以下同じ。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当しない者とする。

(法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第3条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則第25条の21の2に定めるもののほか、暴力団に該当せず、かつ、その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者とする。

(法第21条の5の17第1項各号等の条例で定める基準)

第4条 法第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項に規定する条例で定める基準は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)に定めるとおりとする。

とおりとする。

(法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第18条の34に定めるもののほか、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当せず、かつ、その役員(同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。)が同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は堺市暴力団排除条例(平成24年条例第35号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者(以下「暴力団密接関係者」という。)に該当しない者とする。

(法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者)

第4条 法第24条の9第3項において準用する法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者とは、児童福祉法施行規則第25条の21の2に定めるもののほか、暴力団に該当せず、かつ、その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しない者とする。

＜議案第 111 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例の一部を改正する条例＞

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例（平成 20 年条例第 12 号）新旧対照表
（第 1 条関係）

現行	改正後（案）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、 <u>同項第 1 号</u> に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、 <u>同項第 2 号</u> に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づく職務権限の特例を定める条例（平成 20 年条例第 12 号）新旧対照表
（第 2 条関係）

現行	改正後（案）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、同項第 2 号 <u>及び第 4 号</u> に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）新旧対照表（附則第2項関係）

現行	改正後（案）
（局等の設置及び分掌事務） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。 （略） 文化観光局 （1）観光に関する事項 （2）スポーツに関する事項 （3）国際交流及び文化振興に関する事項	（局等の設置及び分掌事務） 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により設ける組織及びその分掌する事務は、次のとおりとする。 （略） 文化観光局 （1）観光に関する事項 （2）スポーツに関する事項 （3）国際交流及び文化振興に関する事項 （4）文化財の保護に関する事項

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表（附則第3項関係）

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係）				別表（第2条、第3条、第4条関係）			
1 市長の附属機関				1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
（略）				（略）			
堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで	堺市文化観光局指定管理者候補者選定委員会	文化観光局が所管する公の施設の管理を行わせる指定管理者の候補者の選定についての審議及び審査に関する事務	8人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度の末日まで
（略）				堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年
				（略）			

2 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市学校結核対策委員会	堺市立学校の児童生徒の結核健診及び堺市立学校園における結核対策についての調査審議に関する事務	15人以内	2年
堺市百舌鳥古墳群等史跡保存整備委員会	本市の区域内に所在する史跡（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定による指定を受けた史跡をいう。）の保存、管理、整備、活用等についての調査審議に関する事務	7人以内	2年

2 教育委員会の附属機関

附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)			
堺市学校結核対策委員会	堺市立学校の児童生徒の結核健診及び堺市立学校園における結核対策についての調査審議に関する事務	15人以内	2年

堺市文化財保護条例（平成3年条例第5号）新旧対照表（附則第4項関係）

現行	改正後（案）
第1章 総則 （略） （市及び市民等の責務） 第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めるものとする。 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。 4 <u>教育委員会（以下「委員会」という。）</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 第2章 市指定有形文化財 （指定） 第4条 <u>委員会</u>は、本市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項	第1章 総則 （略） （市及び市民等の責務） 第3条 市は、文化財が歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存と活用が適切に行われるよう努めるものとする。 2 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。 3 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。 4 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。 第2章 市指定有形文化財 （指定） 第4条 <u>市長</u>は、本市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び府条例第7条第1項の

の規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は府条例第7条第1項の規定による大阪府指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指

規定により大阪府指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による指定をしようとするときは、市長は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、当該有形文化財の所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき、又は府条例第7条第1項の規定による大阪府指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指

定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）及び委員会の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

定は、解除されたものとする。

- 4 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。
- 5 第2項において準用する前条第3項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、当該市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この章において「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

- 2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者）は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第10条 市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、当該市指定有形文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、市は、その経費の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

- 2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理について指揮監督することができる。

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又はこれに基づく委員会規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、委員会は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 市は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び

(補助金の返還等)

第11条 前条第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者に対し既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 管理又は修理に関しこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。
- (3) 前条第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理に関する勧告)

第12条 市指定有形文化財の管理が適当でないため、当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、市長は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 市は、前2項の規定による勧告に基づいて行う措置又は修理のために要する費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び

前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項又は前条第3項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき委員会が定める耐用年数で除して得た金額に、当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければ

前条の規定を準用する。

(有償譲渡の場合の納付金)

第13条 市が修理又は管理に関し必要な措置（以下この条において「修理等」という。）につき第10条第1項又は前条第3項の規定により補助金を交付した市指定有形文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る修理等が行われた後当該市指定有形文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額の合計額から当該修理等が行われた後当該市指定有形文化財の修理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を市に納付しなければならない。

2 前項に規定する「補助金の額」とは、補助金の額を補助に係る修理等を施した市指定有形文化財につき市長が定める耐用年数で除して得た金額に、当該耐用年数から修理等を行った時以後当該市指定有形文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数（1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

3 補助に係る修理等が行われた後、当該市指定有形文化財を市に譲り渡した場合その他特別の事情がある場合には、市は、第1項の規定により納付すべき金額の全部又は一部の納付を免除することができる。

(現状変更の制限)

第14条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければ

ばならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、委員会は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

ならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことにより損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(修理の届出等)

第15条 市指定有形文化財を修理しようとするときは、当該市指定有形文化財の所有者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第12条第2項の規定による勧告又は前条第1項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導及び助言をすることができる。

(公開)

第16条 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、委員会の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

2 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公開するため、第6条の規定による

(公開)

第16条 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、6月以内の期間を限って、市長の行う公開の用に供するため、当該市指定有形文化財を出品することを要請することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って、当該市指定有形文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による出品のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市長は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときは、その職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

6 第1項又は第2項の規定により出品し、又は公開したことに起因して当該市指定有形文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、当該市指定有形文化財の所有者に対し、通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者又は管理責任者の責めに帰すべき理由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

第17条 前条第2項の規定による公開の場合を除き、市指定有形文化財の所在の場所を変更してこれを公開するため、第6条の規定による

届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(報告)

第18条 委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする委員会の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定等)

第20条 委員会は、本市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち本市にとって重要なものを堺市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 委員会は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

届出があった場合には、前条第5項の規定を準用する。

(報告)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者の変更に伴う権利義務の承継)

第19条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関しこの条例に基づいてする市長の勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該市指定有形文化財の引渡しと同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

第3章 市指定無形文化財

(指定等)

第20条 市長は、本市の区域内に存する無形文化財（法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び府条例第32条第1項の規定により大阪府指定無形文化財に指定されたものを除く。）のうち本市にとって重要なものを堺市指定無形文化財（以下「市指定無形文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。

4 委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。

4 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は府条例第32条第1項の規定による大阪府指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするものに通知してする。

4 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(解除)

第21条 市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体に通知してする。

4 市指定無形文化財について、法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があったとき、又は府条例第32条第1項の規定による大阪府指定無形文化財の指定があったときは、当該市指定無形文化

財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解除したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他委員会規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第23条 委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができる。

2 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当

財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、市長は、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体に通知しなければならない。

6 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解除したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき、又は保持団体の全てが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

（保持者の氏名変更等）

第22条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める理由があるときは、保持者又はその相続人は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、保持団体（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

（保存）

第23条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置をとることができる。

2 市は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当

たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(公開)

第24条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第5項の規定を準用する。

- 3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 委員会は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第7

たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(公開)

第24条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

- 2 前項の規定による市指定無形文化財の公開には、第16条第3項及び第5項の規定を準用する。

- 3 市は、第1項の規定による市指定無形文化財の記録の公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

- 4 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(保存に関する助言又は勧告)

第25条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第4章 市指定有形民俗文化財・市指定無形民俗文化財

(指定)

第26条 市長は、本市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78

8条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由のあるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定有形民俗文化財(以下「市指定有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたもの及び府条例第38条第1項の規定により大阪府指定無形民俗文化財に指定されたものを除く。)のうち本市にとって重要なものを堺市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定には、第4条第2項から第5項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定は、その旨を告示してする。

(解除)

第27条 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特別の理由のあるときは、市長は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第2項及び第5項の規定を準用する。

3 第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を告示してする。

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は府条例第38条第1項の規定による大阪府指定有形民俗文化財若しくは大阪府指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、委員会は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると

4 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財について、法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財若しくは重要無形民俗文化財の指定があったとき、又は府条例第38条第1項の規定による大阪府指定有形民俗文化財若しくは大阪府指定無形民俗文化財の指定があったときは、当該市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。

5 前項の場合の市指定有形民俗文化財の指定の解除には、第5条第4項及び第5項の規定を準用する。

6 第4項の場合の市指定無形民俗文化財の指定の解除については、市長は、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第28条 市指定有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届出に係る現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定有形民俗文化財に関する準用規定)

第29条 第6条から第13条まで及び第16条から第19条までの規定は、市指定有形民俗文化財について準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第30条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認

認めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第33条 委員会は、本市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち本市にとつ

めるときは、市指定無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置をとることができる。

2 市は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

3 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項及び第11条の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第31条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 前項の規定による公開には、第24条第3項及び第4項の規定を準用する。

(市指定無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第32条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

第5章 市指定史跡名勝天然記念物

(指定)

第33条 市長は、本市の区域内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたもの及び府条例第46条第1項の規定により大阪府指定史跡、大阪府指定名勝又は大阪府指定天然記念物に指定されたものを除く。）のうち本市にとつて

て重要なものを堺市指定史跡、堺市指定名勝又は堺市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

（解除）

第34条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき、又は府条例第46条第1項の規定による大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

（土地の所在等の異動の届出）

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を委員会に届け出なければならない。

重要なものを堺市指定史跡、堺市指定名勝又は堺市指定天然記念物（以下「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

- 2 前項の規定による指定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。

（解除）

第34条 市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由があるときは、市長は、その指定を解除することができる。

- 2 市指定史跡名勝天然記念物について、法第109条第1項の規定による史跡、名勝若しくは天然記念物の指定があったとき、又は府条例第46条第1項の規定による大阪府指定史跡、大阪府指定名勝若しくは大阪府指定天然記念物の指定があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。

- 3 第1項の規定による指定の解除には第5条第2項の規定を、前項の場合には第5条第4項の規定を準用する。

（土地の所在等の異動の届出）

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、当該市指定史跡名勝天然記念物の所有者（第37条において準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、委員会規則で定める。

3 第1項の規定による許可をする場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項において準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財に関する委員会等の責務)

第38条 委員会は、法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で本市の区域内に存するものについて、その周知の徹底を図るとともに、当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸

(現状変更等の制限)

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置をとる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 第1項の規定による許可をする場合には、第14条第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は前項において準用する第14条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(準用規定)

第37条 第6条から第8条まで、第10条から第13条まで、第15条、第18条及び第19条第1項の規定は、市指定史跡名勝天然記念物について準用する。

第6章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財に関する市長等の責務)

第38条 市長は、法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地で本市の区域内に存するものについて、その周知の徹底を図るとともに、当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸し

しないよう、その所有者その他の関係者に対し適切な指導又は助言を行い、その防止に努めるものとする。

- 2 何人も、本市の区域内において土木建築等の工事その他の行為により法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、その損傷及び散逸を防止するとともに、当該埋蔵文化財を包蔵する土地の保存に努めなければならない。
- 3 何人も、委員会が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

- 第39条 委員会は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち本市として保存の措置を講ずる必要があるものを堺市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。
- 2 委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
 - 3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

ないよう、その所有者その他の関係者に対し適切な指導又は助言を行い、その防止に努めるものとする。

- 2 何人も、本市の区域内において土木建築等の工事その他の行為により法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、その損傷及び散逸を防止するとともに、当該埋蔵文化財を包蔵する土地の保存に努めなければならない。
- 3 何人も、市長が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。

第7章 市選定保存技術

(選定等)

- 第39条 市長は、本市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び府条例第62条第1項の規定により大阪府選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち本市として保存の措置を講ずる必要があるものを堺市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。
- 2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。
 - 3 一の市選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第40条 委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、委員会は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定があったとき、又は府条例第62条第1項の規定による大阪府選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第21条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第20条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第40条 市長は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特別の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特別の理由があるときは、市長は、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による選定の解除又は前項の規定による認定の解除には、第21条第3項の規定を準用する。

4 市選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定があったとき、又は府条例第62条第1項の規定による大阪府選定保存技術の選定があったときは、当該市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

5 前項の場合には、第21条第5項の規定を準用する。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはその全てが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはその全てが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者の全てが死亡し、かつ、保存団体の全

てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、委員会は、その旨を告示しなければならない。

(準用規定)

第41条 第22条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。この場合において、第22条中「保持団体」とあるのは「保存団体」と、「代表者」とあるのは「代表者又は管理人」と、第23条中「保持団体」とあるのは「保存団体」と読み替えるものとする。

(保存に関する指導又は助言)

第42条 委員会は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 堺市文化財保護審議会

(設置)

第43条 委員会に堺市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第44条 審議会は、委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について、委員会に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

てが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(準用規定)

第41条 第22条及び第23条の規定は、市選定保存技術について準用する。この場合において、第22条中「保持団体」とあるのは「保存団体」と、「代表者」とあるのは「代表者又は管理人」と、第23条中「保持団体」とあるのは「保存団体」と読み替えるものとする。

(保存に関する指導又は助言)

第42条 市長は、市選定保存技術の保持者又は保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第8章 堺市文化財保護審議会

(設置)

第43条 本市に堺市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第44条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(審議会への諮問)

第45条 委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項があるときは、審議会に諮問することができる。

(組織)

第46条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員等の選任)

第47条 委員及び特別委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから委員会が委嘱する。

(委員の任期等)

第45条 市長は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (2) 市指定無形文化財の指定及びその指定の解除
- (3) 市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
- (4) 市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
- (6) 市選定保存技術の選定及びその選定の解除
- (7) 市選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、必要と認める事項があるときは、審議会に諮問することができる。

(組織)

第46条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

(委員等の選任)

第47条 委員及び特別委員は、文化財に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期等)

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第49条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第9章 雑則

(標識等の設置)

第51条 委員会は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認め

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 特別委員は、当該特別の事項の調査審議が終わったときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第49条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第50条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員（特別委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第9章 雑則

(標識等の設置)

第51条 市長は、市指定有形文化財、市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物のうち、市民の観覧のため必要があると認める

るものについては、当該市指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(委任)

第52条 この条例の施行について必要な事項は、委員会規則で定める。

ものについては、当該市指定の文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得て、標識又は説明板を設置することができる。

(委任)

第52条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

<報告第 20 号 堺市手数料条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について>

堺市手数料条例(平成12年条例第11号)新旧対照表

現行	改正後(案)
(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料) 第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。 (1)～(3) (略) (4) 法第29条第1項の規定に基づく認定又は法第31条第1項の規定に基づく変更(規則で定める変更に限る。)の認定に係る認定申請手数料 1件 3,286,300円以内において規則で定める額 (5)～(7) (略) (8) 法第31条第1項の規定に基づく変更(第4号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 1件 1,645,400円以内において規則で定める額 (9)～(11) (略)	(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料) 第34条の5 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この条において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請、通知又は申出をする者から徴収する。 (1)～(3) (略) (4) 法第29条第1項の規定に基づく認定又は法第31条第1項の規定に基づく変更(規則で定める変更に限る。)の認定に係る認定申請手数料 <u>当該認定又は当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに</u>1件 3,286,300円以内において規則で定める額 (5)～(7) (略) (8) 法第31条第1項の規定に基づく変更(第4号の規則で定める変更を除く。)に係る認定申請手数料 <u>当該変更の認定に係る計画における一の建築物ごとに</u>1件 1,645,400円以内において規則で定める額 (9)～(11) (略)

<議案第 138 号 堺市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例>

堺市職員の給与に関する条例（昭和 29 年条例第 6 号）新旧対照表 （第 1 条関係）

現行	改正後（案）
（勤勉手当） 第 24 条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（管理職員にあっては、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た総額 （2） （略） 3～5 （略）	（勤勉手当） 第 24 条 （略） 2 （略） （1） 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た総額 （2） （略） 3～5 （略）

堺市職員の給与に関する条例（昭和29年条例第6号）新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
（勤勉手当） 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 （略） (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た総額 (2) （略）	（勤勉手当） 第24条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況（<u>臨時的に任用された職員にあっては、当該勤務の状況に限る。</u>）に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 （略） (1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、その退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た総額 (2) （略）

3～5 (略)

(任期付職員についての適用除外)

第24条の4 第6条の規定は、任期付職員法第4条の規定に基づき採用された職員には適用しない。

2 第6条、第15条、第16条、第16条の4、第16条の5及び第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

3 第6条（第1項を除く。）の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員には適用しない。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級～8 級
	給料月額	給料月額
1	140,700	(略)
2	141,800	
3	143,000	
4	144,100	
5	145,100	

3～5 (略)

(任期付職員についての適用除外)

第24条の4 第6条第2項の規定は、任期付職員法第4条の規定に基づき採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員には適用しない。

2 第6条第2項、第15条、第16条、第16条の4及び第16条の5の規定は、任期付短時間勤務職員には適用しない。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

(単位 円)

職務 の級	1 級	2 級～8 級
	給料月額	給料月額
1	142,900	(略)
2	144,000	
3	145,200	
4	146,300	
5	147,300	

6	<u>146,200</u>
7	<u>147,200</u>
8	<u>148,300</u>
9	<u>149,300</u>
10	<u>150,700</u>
11	<u>151,900</u>
12	<u>153,200</u>
13	<u>154,400</u>
14	<u>155,900</u>
15	<u>157,400</u>
16	<u>159,000</u>
17	<u>160,300</u>
18	<u>161,800</u>
19	<u>163,300</u>
20	<u>164,800</u>
21	<u>166,200</u>
22～	(略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条の2及び第31条に規定する職員を除く。

6	<u>148,200</u>
7	<u>149,000</u>
8	<u>149,900</u>
9	<u>150,700</u>
10	<u>151,600</u>
11	<u>152,500</u>
12	<u>153,400</u>
13	<u>154,400</u>
14	<u>155,900</u>
15	<u>157,400</u>
16	<u>159,000</u>
17	<u>160,400</u>
18	<u>161,900</u>
19	<u>163,400</u>
20	<u>164,900</u>
21	<u>166,400</u>
22～	(略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第30条の2及び第31条に規定する職員を除く。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表 （第3条関係）

現行	改正後（案）
第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるの	第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるの

は「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

は「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）新旧対照表 （第4条関係）

現行	改正後（案）
第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の172.5</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるの	第8条 （略） 2 特定任期付職員に対する給与条例第21条の3第1項（学校職員給与条例第19条において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第21条の4並びに第23条第2項及び第5項の規定の適用については、給与条例第21条の3第1項中「前条第1項に規定する職にある者」とあるのは「前条第1項に規定する職にある者及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年条例第8号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条の4中「第21条の2の規定の適用を受ける職員」とあるのは「第21条の2の規定の適用を受ける職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第23条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。 第9条 （略） 2 特定任期付職員に対する学校職員給与条例の適用については、学校職員給与条例第11条中「第16条の4から第17条まで」とあるの

は「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

は「第17条（第4項を除く。）」と、「住居手当及び通勤手当」とあるのは「通勤手当」と、「これらの規定」とあるのは「同条第2項、第3項第1号、第5項及び第6項」と、「職員給与条例第17条第3項」とあるのは「同条第3項」と、学校職員給与条例第17条第2項中「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員」とあるのは「第21条第1項の教育委員会規則で指定する職を占める職員及び堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、学校職員給与条例第22条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの」とあるのは「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの、堺市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」とする。

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第5条関係）

現行	改正後（案）
（勤勉手当） 第23条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。 (1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の92.5</u>（管理職員については、<u>100分の112.5</u>）を乗じて得た総額 (2) （略） 3～5 （略）	（勤勉手当） 第23条 （略） 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。 (1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、失職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（管理職員については、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た総額 (2) （略） 3～5 （略）

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
（再任用短時間勤務職員等の給料月額） 第6条 （略） 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（<u>第26条第3項及び第28条において「任期付短時間勤務職員」という。</u>）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められたその者の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。 （勤勉手当） 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職員等」という。）についても、同様とする。	（再任用短時間勤務職員等の給料月額） 第6条 （略） 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により任期を定めて採用された職員（<u>以下「任期付短時間勤務職員」という。</u>）の給料月額は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められたその者の給料月額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。 （勤勉手当） 第23条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職する職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況（<u>臨時的に任用された職員にあつては、当該勤務の状況に限る。</u>）に応じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。次項第1号において「基準日前退職職

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の97.5（管理職員については、100分の117.5）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

(適用除外)

第28条 第5条（第1項及び第2項を除く。）の規定は、臨時的に任用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職

員等」という。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める総額を超えてはならない。

(1) 再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（基準日前退職職員等については、退職し、又は死亡した日現在とする。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額とこれに対する地域手当の月額との合計額を加算した額に100分の95（管理職員については、100分の115）を乗じて得た総額

(2) (略)

3～5 (略)

(適用除外)

第28条 第5条第3項の規定は、臨時的に任用された職員、任期付短時間勤務職員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された職員には、適用しない。

2 第5条第4項から第9項までの規定は、臨時的に任用された職員には、適用しない。

3 第10条の2の規定並びに第11条において読み替えて準用する職

員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

3 第12条においてその例によることとされる職員給与条例第17条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。

員給与条例第16条の4及び第16条の5の規定は、再任用職員及び任期付短時間勤務職員には、適用しない。

堺市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成１８年条例第３８号）新旧対照表（第７条関係）

現行	改正後（案）
（短時間勤務職員等の適用除外） 第２８条の２ 第５条、第７条、<u>第９条</u>及び第２１条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。	（短時間勤務職員等の適用除外） 第２８条の２ 第５条、第７条及び第２１条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第１８条第１項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員には適用しない。

<議案第 139 号 堺市いじめ防止等対策推進委員会条例の一部を改正する条例>

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）新旧対照表

現行	改正後（案）
第1条～第5条 （略） （委員長） 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 （会議） 第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	第1条～第5条 （略） <u>（報酬）</u> <u>第6条 委員（特別委員を含む。）の報酬の額は、次の各号に掲げる調査審議の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u> <u>（1）第2条第2号に規定する事項に係る調査 1日につき30,000円</u> <u>（2）前号に掲げるもの以外の調査審議 1日につき10,200円</u> （委員長） 第7条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。 （会議） 第8条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。 2 委員会は、委員（議事に関係のある特別委員を含む。以下この条において同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第2条第2号に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(関係者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

4 第2条第2号に規定する事項を調査審議する場合において、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員は、当該事項に係る議事に加わることができない。

(1) 3親等以内の親族が当該事項の当事者であるとき。

(2) 前号に掲げるときのほか、公平性又は中立性の確保において支障を生じさせるおそれがあると委員会が認めるとき。

(関係者の出席)

第9条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

令和元年第 6 回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表
（付議案件繰及び同説明資料繰 その 1）

令和元年 11 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

堺市行政資料番号

1-B2-19-0091

